

熊本県保険医協会 FAX情報（その10）

熊本地震による被災に際し、一部負担金の支払いを猶予・免除した場合のレセプトの請求方法について、以下の取扱いを、熊本県国保連合会と支払基金本部にそれぞれ確認しましたので、取り急ぎお知らせいたします。

一部負担金の支払猶予・免除した場合のレセプト請求方法 （その2）

同一患者について、以下の区分けをすることが 困難なレセプトの取扱い

- ① 震災前の診療分（一部負担金の徴収あり）
- ② 一部負担金の支払猶予・免除に該当する診療分（一部負担金の徴収なし）

上記の区分けが困難なレセプトの場合は、赤色で「災2」と記載し、震災前の診療分で徴収した一部負担金の額を摘要欄に記載して、レセプト1枚で提出します。

※ 電子レセプトで請求する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録し、震災以前の診療分で徴収した一部負担金の額を摘要欄に記録します。

熊本県保険医協会

（電話）096-385-3330 （FAX）096-385-6448